

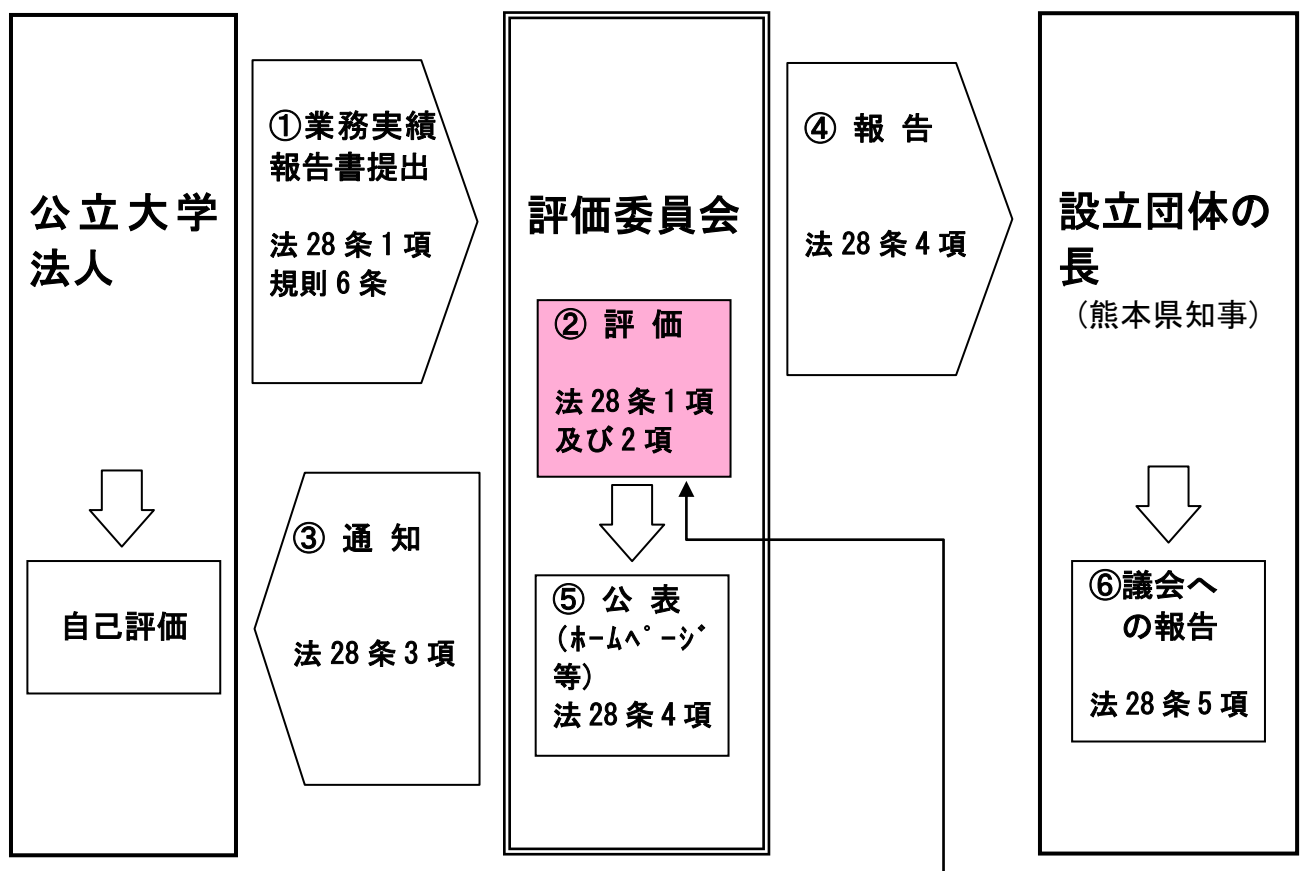
事業年度に係る業務実績評価（年度評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）の規定により各事業年度における業務実績について評価委員会の評価を受ける必要があり、今回、6 月に提出があった業務実績報告書に基づき平成 24 年度の業務実績評価を行うもの。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、各事業年度終了時において業務実績評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされている。

2 手続に係るイメージ図



②-1 調査・分析

- ・業務実績報告書を基に検証
- ・教育研究は、進捗状況等に対する特記を行う。

②-2 総合的な評定

【項目別評価】

- ・検証結果を踏まえ、大項目ごとに 1 から 4 の 4 段階で評価
- ・教育研究は、特筆すべき点や改善すべき点等を記載

【全体評価】

- ・項目別評価を踏まえ、総合的に評価
→ 業務実績評価書取りまとめ

【参 考】

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について熊本県公立大学法人評価委員会条例(平成17年熊本県条例第37号)第1条の熊本県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、前条第1項の年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

平成24年度公立大学法人熊本県立大学 業務実績報告書の概要
(見直し版)

評価委員会事務局において、業務実績報告書の中から、顕著な取組や改善が望まれる取組等、6つの評価の視点で概要をとりまとめたもの

※複数の視点に合致する場合は、便宜上、若番を優先に整理。

評価の視点	番号(※) と 評 価 事 項 【計30-27項目】
① 顕著な取組・成果 【顕著】 2項目	25 28 29 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」への取組み 55 「減災型地域社会リーダー養成プログラム」への取組による全学的な教育改革の推進
② 独自の取組 〈独自〉 1-2項目	7 「食・健康に関するプロジェクト推進委員会」の設置、「熊本県立大学の食育・健康ビジョン」の作成 16 49 教員の博士号の取得に向けた取組 (→④へ移動)
③ 新たな取組 (新規) 5項目	3 4 全学共通科目構想プロジェクトを立上げ。 12 SA制度の導入の準備を行なった。 15 44 就職支援の充実による就職等決定率の上昇 23 キャップ制の導入 52 59 学内の業務改善への取組 (59を削除)
④ 着実な取組・成果 「着実」 15-1項目	8 カリキュラム・ポリシーの素案作成 14 学生GP制度、キャリア教育への取組 16 49 教員の博士号の取得に向けた取組 (→②から移動、分割) 18 総合管理学部のコースの改編に向けた検討開始 (新規) 20 21 成績評価基準の明確化及び学位の質保証への取組 26 科学研究費補助への応募率が向上した 31 47 「地域連携・研究推進センター」の体制整備 33 「包括協定市町村連絡協議会」設置による地域貢献活動の充実 35 CPDセンターの活動の充実、推進 (農業アカデミーの開設等) 37 タイ・カセサート大学との学術協定締結による国際共同教育への取組 進展を図った 38 サバティカル制度導入準備 42 64 学生サポートのための及び教職員の健康管理に配慮した保健体制の充実 (64を分割) 49 教員の採用制度見直しによる優れた人材確保への取組 (16から分割) 50 法人独自の事務職員採用応募資格見直しによる採用人材の拡充 64 学生サポート及び教職員の健康管理に配慮した取組 (42から分割)
⑤ 報道等から注目 された取組 〔注目〕 2項目	39 九州北部豪雨の被災地でのボランティア活動 45 五百旗頭氏の理事長に就任による効果 (もCPDの実施等各方面から注目された)
⑥ 改善が望まれる 取組 《課題》 5項目	2 優秀な社会人・外国人留学生確保への取組未着手 (削除) 13 管理栄養士の合格率低下 17 教育改善のためのアンケートの見直しが一部未着手 22 英語教育における修得すべき英語能力の明確化 22 英語英米文学科の英語運用能力育成プログラム構築に向けた取組 34 共同研究に関する次年度以降の取組の計画が未着手 (新規) 60 研究者情報の外国語版への取組未着手更新

※番号は、業務実績報告書の中期計画・年度計画の番号と一致します。

平成24年度業務実績評価に対する評価委員の追加意見

1 特筆すべき点や改善すべき点、法人の自己評価に対する意見

事業番号	意見欄
2	年度計画に、社会人及び留学生に対することは書いていないので、課題とするまでは無いのではないかと。 中期計画には、挙げてあるので今後注視する必要はあると考える。
13	管理栄養士の合格率低下について、教育体制の強化から模擬試験実施・検証、課題抽出、対策実施に至る有効なPDCAサイクルの構築が望まれる。
1649	④「着実な取組・成果」へ移動してはどうか。
18	総合管理学部の4コース改定方針を④「着実な取組・成果」に追加してはどうか。
22	英語教育について、習得すべき英語能力の目標設定が遅れているのではないかと。
34	年度計画には、「・・・共同研究等に関する推進策、成果の公表や普及方策等について検討し、次年度以降の取組を計画する。」とあるが、計画の進行状況の欄には、このことについて言及がない。 ヒアリングの時に確認できなかったため、事務局で法人に確認していただきたい。その結果、上記の部分を実施していなければ、「課題」としてあげられることを検討する。
57	年度計画において目標は可能な限り数値化されるべきと考える。 実績については、数値目標に対する進捗度合いが客観的自己評価につながるものと思われる。事業番号57を取り上げたが、ほかにも該当する事業があると思われる。
60	年度計画では、「・・・検討を行う」とあり、実績としても「検討はした」のであるから、自ら認識している事実（自己評価B）もあることから、課題とする必要は無いのではないかと
63	年度計画が「個人情報保護に関するソフト面での対策として外部講師による研修を実施する。」となっているため、研修を実施したことによりA評価となっている。しかし、実際のところは教職員のうち29人が参加したのみであり、多数の不参加者には研修資料を渡して終わりとしている。もしも、参加者がゼロでも外部講師による研修を実施しさえすればA評価としてよいのか疑問に感じた。

2 その他

業務実績報告書において、重複した記述が散見される。もう少し工夫出来るのではないかと。